## 道路区域の変更について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき,道路区域を次のように変更した。

なお,関係図面は告示の日から2週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市西蒲区役所建設課において,一般の縦覧に供する。

平成21年9月9日

新潟市長 篠 田 昭

道路の	路線名	区間	変 更 前後別	敷地の	
種類	<b>始級石</b>			幅員(m)	延長(m)
一般国道	460号	新潟市西蒲区巻字赤鏥境甲 10677番 10 地先から 新潟市西蒲区鷲ノ木字船橋 75番 1 地先まで	前A	5.5 ~ 45.0	5,176.8
		新潟市西蒲区巻字主膳郷屋乙 2110 番地先から 新潟市西蒲区鷲ノ木字船橋 75 番 1 地先まで	前 B	10.0 ~ 45.0	2,922.0
		新潟市西蒲区巻字赤鏥境甲 10677番 10 地先から 新潟市西蒲区鷲ノ木字船橋 75番 1 地先まで	後A	5.5 ~ 45.0	5,176.8
		新潟市西蒲区赤鏥字三助田 1037 番 1 地先から 新潟市西蒲区鷲ノ木字船橋 75 番 1 地先まで	後B	10.0 ~ 63.5	4,689.5

備考 上記A及びBは,関係図面に表示する敷地の区分をいう。